

文部科学省主催

改正公益通報者保護法に関する 説明会

令和4年4月22日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当



目次

1. 現行の公益通報者保護法及び改正法の概要… 2
2. 改正に伴う指針等の整備… 26
3. 指針・指針の解説の概要… 28

1. 現行の公益通報者保護法及び 改正法の概要

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の概要

1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における(※1)
- 刑事罰の対象となる不正を(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約500本)に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

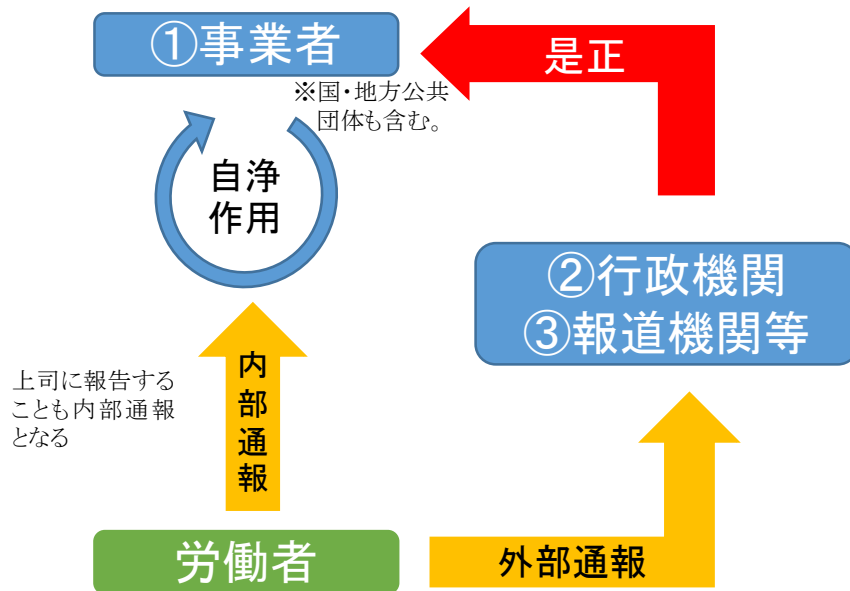
②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

2 保護の内容

- 解雇は無効
 - 降格・減給その他の不利益な取扱い(※3)は禁止
- ↓
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

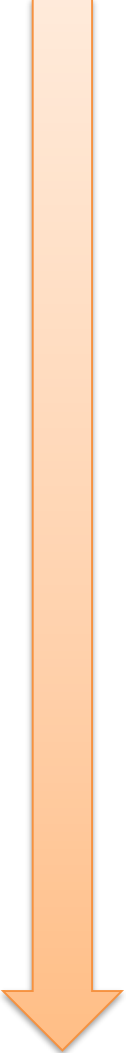
3 通報先と保護の条件



【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者(内部通報) ※国・地方公共団体も含む。
不正があると思料すること
- ② 行政機関
不正があると思料するに足りる相当の理由があること
(例: 目撃した場合、証拠がある場合など)
- ③ 報道機関等
(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)
不正があると思料するに足りる相当の理由があること
+
以下のような事由があること
(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

通報案件対応の手順



通報事案の発生



通報の受付



調査



是正措置・再発防止策の実施等



フォローアップ

公益通報者保護法の目的

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。(改正法第1条)

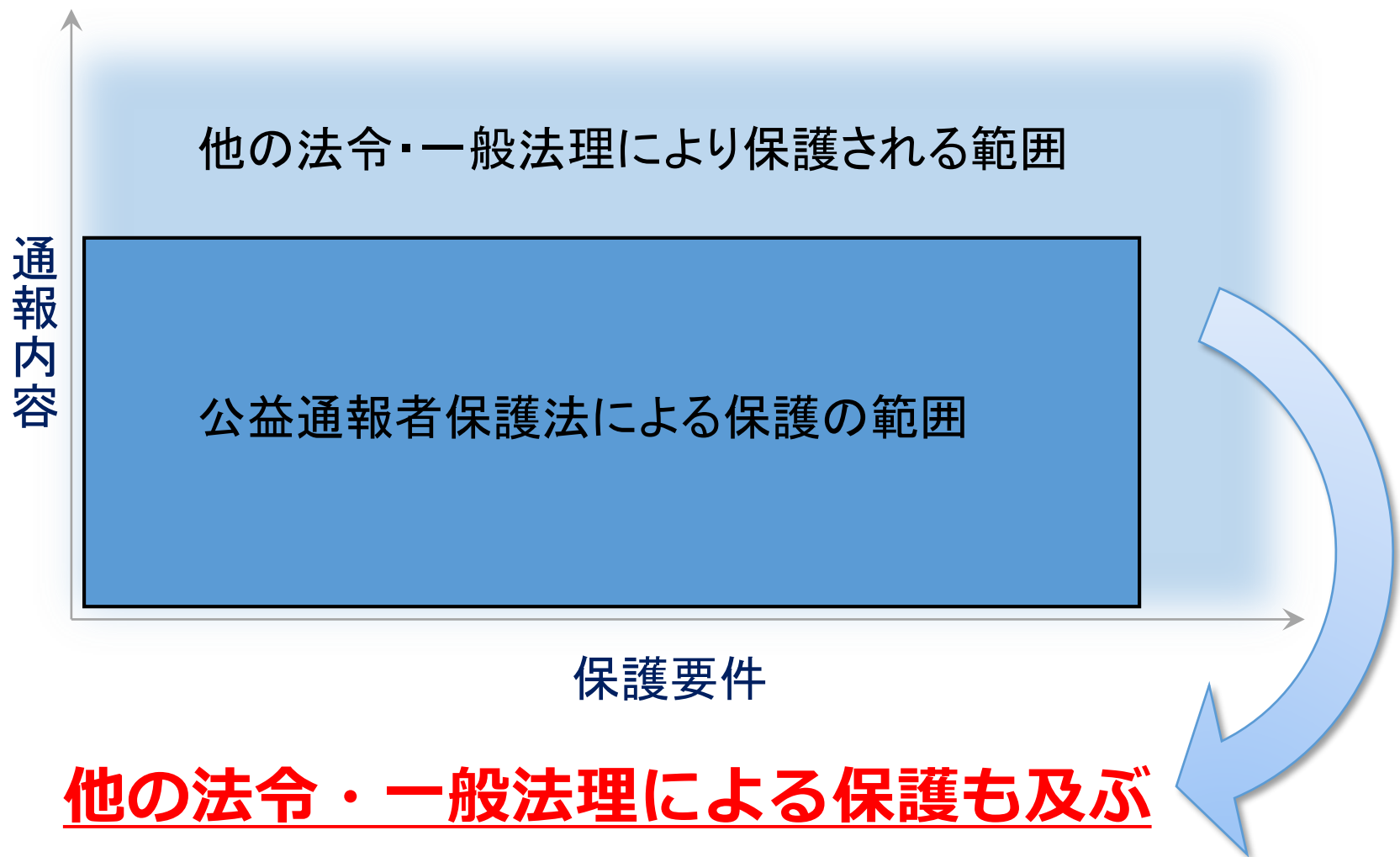
【法の目的】

公益通報者の解雇の無効等
公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置
を規定

公益通報者の保護・事業者による法令遵守
を図る

国民生活の安定・社会経済の健全な発展

公益通報者保護法と他の法令等との関係 —イメージ図—



(現行) 公益通報者保護法に基づく各種ガイドライン

<公益通報の対象となる 通報対象事実>

※ 国民の生命、身体、財産等の保護に関わる法律で、本法及び政令で定めた法律（令和4年1月24日現在、480本）に違反する「犯罪行為」又は「最終的に刑罰につながる行為」

民間事業者向けガイドライン

（民間事業者の法令遵守の確保に資する）

- ・ 国の行政機関向けガイドライン
- ・ 地方公共団体向けガイドライン
- ・ <内部の職員等からの通報>

（行政機関の法令遵守の確保に資する）



報道機関、消費者団体等

（被害の発生・拡大防止のために必要と認められる者）

事業者

（行政機関を含む）



内部窓口

例. 社内のコンプライアンス窓口 等

外部窓口

例. 事業者があらかじめ定めた法律事務所 等

公益通報
（内部通報）



公益通報
（その他外部への通報）

公益通報
（行政機関への通報）

公益通報者

（労働者<公務員を含む>）

- ・ 国の行政機関向けガイドライン
- ・ 地方公共団体向けガイドライン
- ・ <外部の労働者等からの通報>

（事業者の法令遵守の確保に資する）

<保護の内容>

- ・ 解雇の無効
- ・ 不利益取扱いの禁止
- ・ 労働者派遣契約の解除の無効



通報窓口

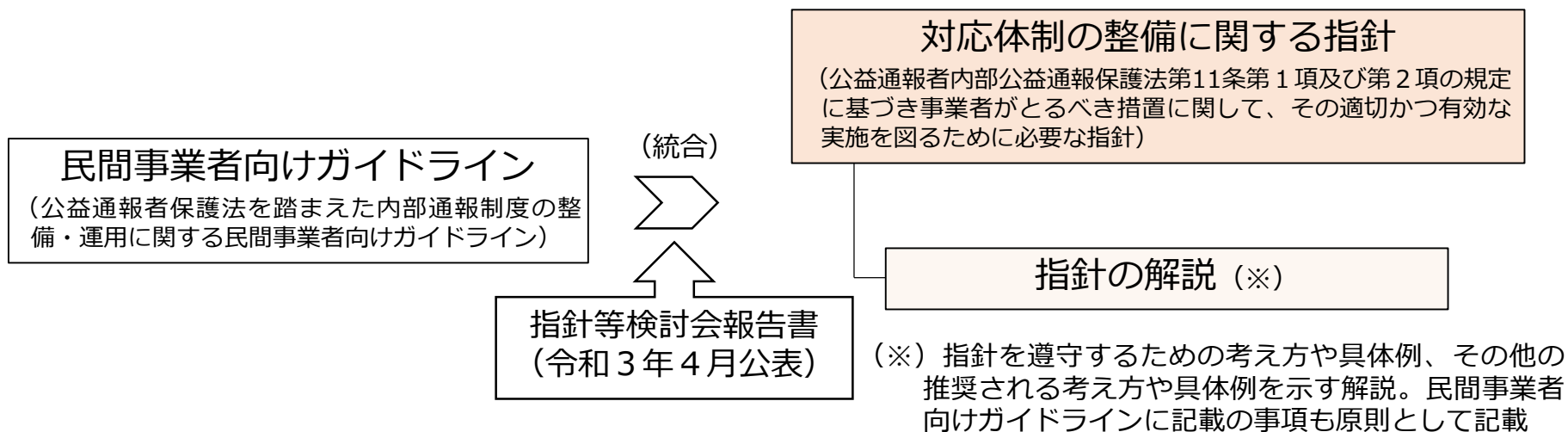
処分等の権限を有する行政機関
（捜査機関を含む）

指針等の策定に伴う現行ガイドラインの整理等

- 公益通報者保護法に基づく「**指針**」(告示)を策定(令和3年8月20日付け)
⇒ 「指針」には、事業者がとるべき措置の大要を規定
- このほか、事業者が指針に沿った対応をとるに当たり参考となるよう、「**指針の解説**」を作成
⇒ 「指針の解説」では、指針を遵守するための考え方や具体例及びその他の推奨される考え方や具体例を示す
⇒ 「指針の解説」は、指針等検討会報告書の内容に、民間事業者向けガイドラインを統合して作成

<現行>

<改正後>



「通報対象事実」とは

「通報対象事実」とは（改正法第2条第3項）

- ① 「対象となる法律」に規定する犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実
- ② 「対象となる法律」の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における当該処分の理由とされている事実

「対象となる法律」とは

個人の生命又は身体の保護

消費者の利益の擁護

環境の保全

公正な競争の確保

その他の国民の生命、身体、財産
等の利益の保護

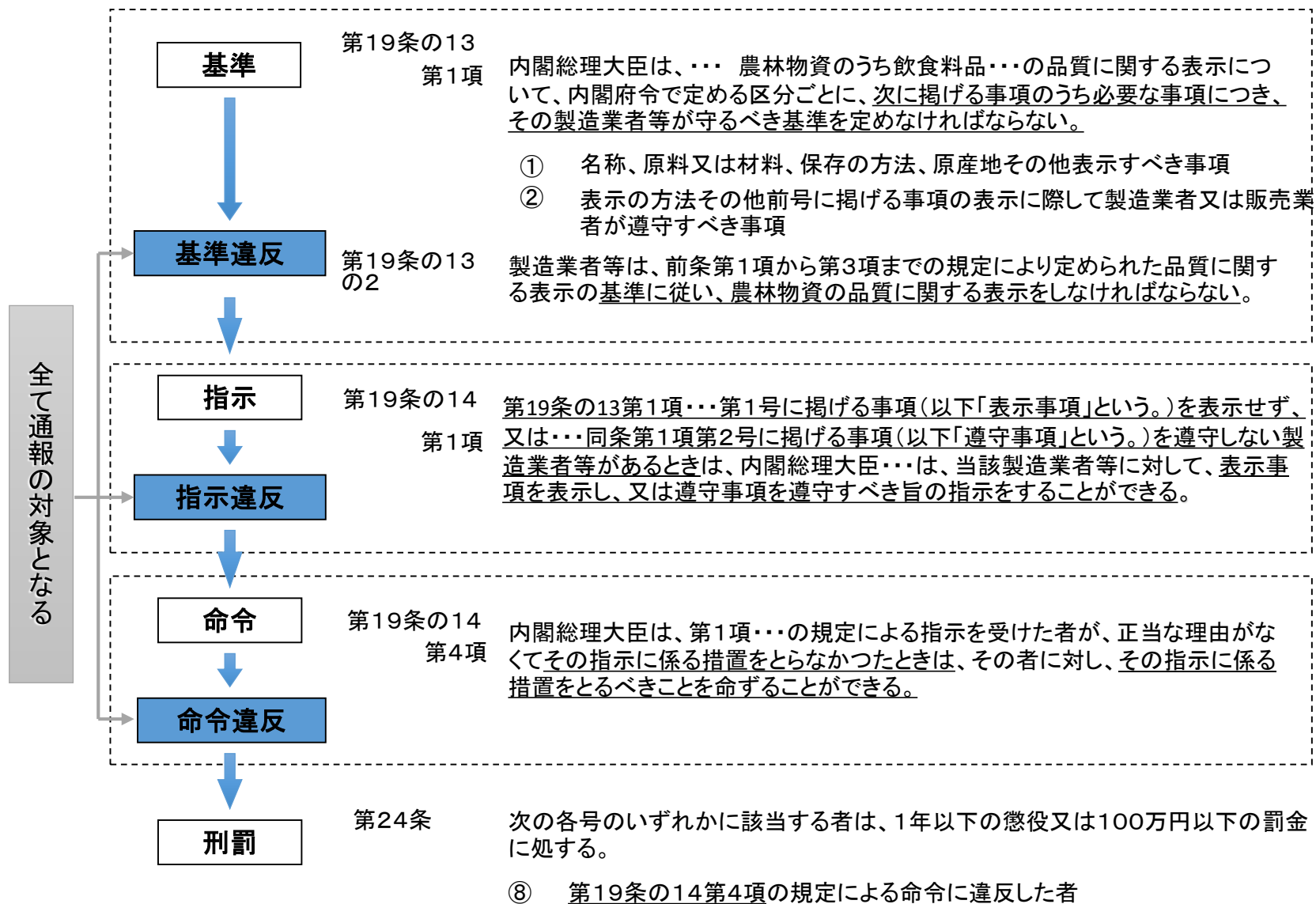
薬事法
特定商取引法
水質汚濁防止法
独占禁止法
労働基準法 など

にかかわる法律として別表に掲げる法律
（これらに基づく命令を含む）

（別表）

- 刑法
- 食品衛生法
- 金融商品取引法
- JAS法
- 大気汚染防止法
- 廃棄物処理法
- 個人情報保護法
- その他政令で定める法律

例：日本農林規格等に関する法律における通報対象事実



公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	(改正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	(改正)
生命・身体に対する危害	財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加
(なし)	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	(改正)
労働者	退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加
- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	(改正)
刑事罰の対象	行政罰の対象を追加
- 保護の内容【第7条】

(現行)	(改正)
(なし)	通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加

* 指針は、令和3年8月20日に公表(告示)。改正法は、令和4年6月1日に施行予定。

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → 早期是正により被害の防止を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	(改正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	(改正)
生命・身体に対する危害	財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加
(なし)	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	(改正)
労働者	退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加

- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	(改正)
刑事罰の対象	行政罰の対象を追加

- 保護の内容【第7条】

(現行)	(改正)
(なし)	通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加

事業者がとるべき措置（内部公益通報対応体制整備義務）

【現在・改正背景】

- 消費者庁がガイドラインを策定、事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化
 - ⇒ 事業者において消費者の安全・安心を損なうような不正行為が行われていたにもかかわらず、内部通報がされず、又は内部通報に適切に対応されなかった事案がみられた

【改正後】（改正法第11条、第15条及び第16条）

- 事業者（行政機関を含む。）に次の事項を義務付け（中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務）
 - ・ **公益通報対応業務従事者（※）を定めること**
 - （※） 公益通報の受付、調査是正措置に関する業務に従事する者。例えば、コンプライアンス部門等に所属する者や担当役員などが想定される。
 - ・ 公益通報に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備その他の必要な措置**（窓口設定、調査、是正措置、不利益取扱い及び通報に関する情報の漏えいの防止のための措置等）をとること
- 上記の具体的な内容について**指針を策定**
- 実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入

通報者を特定させる事項についての守秘義務①

【現在・改正背景】

- 通報に関する情報の守秘義務が規定されていない（ガイドラインでは「通報に係る秘密保持の徹底」が重要としている）
⇒ 通報者に関する情報が漏れた場合、通報者が不利益取扱いを受ける可能性が生じることから、通報者に対する不利益取扱いをその契機の段階から防止し、通報者が安心して通報する環境を整備する必要がある

【改正後】（改正法第12条及び第21条）

- 公益通報者を特定させる事項について守秘義務を導入
- 守秘義務に違反した場合、罰金30万円以下の刑事罰

＜守秘義務を負う者の範囲＞

- 事業者から公益通報対応業務従事者として定められている者
- 事業者から公益通報対応業務従事者として定められていた者

(※) 事業者から公益通報対応業務従事者として定められていない者は対象外

通報者を特定させる事項についての守秘義務②

<守秘情報の範囲>

- ・ **公益通報者を特定させる事項**

(例) ・ 氏名や社員番号

・ (場合によっては) 通報者の属性 (女性であること等) や通報内容

(※) 公益通報対応業務とは無関係に知ることができた情報は対象外

(例) 社員食堂でたまたま見聞きした事項は対象外

<正当な理由>

- ・ 下記の例のような場合は、違法性がなく「正当な理由」があるとして、守秘義務違反に当たらない

(例) ・ **公益通報者本人の同意がある場合**

・ 警察からの捜査事項照会や、裁判所からの文書送付や調査の囑託への対応等、**法令に基づく場合**

・ 当該公益通報に関する調査等を担当する公益通報対応業務従事者の間での情報共有等、**通報対応に当たって必要不可欠な場合**

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → 早期是正により被害の防止を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	(改正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	(改正)
生命・身体に対する危害	財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加
(なし)	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	(改正)
労働者	退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加

- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	(改正)
刑事罰の対象	行政罰の対象を追加

- 保護の内容【第7条】

(現行)	(改正)
(なし)	通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加

権限を有する行政機関への公益通報の保護要件

【現在・改正背景】

- 労働者が行政機関に通報する場合の保護要件として、「通報対象事実の発生について信じるに足りる相当の理由（真実相当性）があること」が求められている
⇒ 通報に当たって真実相当性の判断が難しい、との指摘

【改正後】（改正法第3条第2号）


- 労働者・退職者が行政機関に通報する場合の保護要件に、**氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面**を提出する場合を追加（真実相当性まで至らない場合でも保護）

（労働者・退職者が行政機関に通報する場合の保護要件）

真実相当性がある

又は

通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料すること
+ **氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面**

※  が法改正によって保護の範囲に追加

（書面に記載する事項）

- 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 通報対象事実の内容
- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- 通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

報道機関等への公益通報の保護要件

【現在・改正背景】

- 内部通報すると通報者を特定させる事項が漏れる可能性が高い場合は、報道機関等への通報の保護要件になっていない
⇒ 通報者を特定させる事項が漏れる可能性が高い場合、内部通報することは困難
- 財産に対する損害が生じる事案は、報道機関等への通報の保護要件になっていない
⇒ 財産に対する回復困難又は重大な損害が生じる事案が近年発生、報道機関等に対する通報を活用することにより未然防止、被害拡大防止が必要

【改正後】(改正法第3条第3号)

通報対象事実の発生について信じるに足りる相当の理由（真実相当性）がある

✦ 次のいずれか（役員の場合、3及び5は除く）

- 1 通報に対して不利益取扱いがなされると信じるに足りる相当の理由がある
- 2 通報すると証拠隠滅等が発生すると信じるに足りる相当の理由がある
- 3 通報すると、事業者が通報者を特定させる事項を、それと知りながら漏えいすると信じるに足りる相当の理由がある
- 4 事業者から公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された
- 5 事業者から20日間通報に対する応答がない又は通報に対する調査が懈怠されている
- 6 生命・身体に対する危害又は財産に対する回復困難若しくは重大な損害が生じる急迫した危険があると信じるに足りる相当の理由がある

※ が法改正によって保護の範囲に追加

行政機関がとるべき措置（外部通報対応体制整備）

【現在・改正背景】

- 公益通報（2号通報）を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない（現行法第10条第1項）
- 消費者庁がガイドラインを策定、2号通報を適切に取り扱うために行政機関が取り組むべき基本的事項を定める
⇒ 通報を受けた行政機関においても、通報の放置、不適切な調査、通報に係る秘密の漏えい等の不適切な対応がみられた

【改正後】（改正法第13条第2項）

- 行政機関（※）に対し、2号通報に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備その他の必要な措置**をとることを新たに義務付け
（※）通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → 早期是正により被害の防止を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	(改正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	(改正)
生命・身体に対する危害	財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加
(なし)	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	(改正)
労働者	退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加
- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	(改正)
刑事罰の対象	行政罰の対象を追加
- 保護の内容【第7条】

(現行)	(改正)
(なし)	通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加

公益通報者の範囲

【現在・改正背景】

- 公益通報者は労働基準法第9条の労働者に限定
⇒ 退職者や役員による通報が期待された事案が発生する一方、退職者や役員が通報を理由として不利益取扱いを受ける事例も存在

【改正後】(改正法第2条第1項、第5条第3項及び第6条)

- **退職後1年以内に通報した退職者**を「公益通報者」の対象に
 - 派遣労働終了後1年以内の者や、取引先関連の業務終了後1年以内の者も含まれる
- **法人の役員**を「公益通報者」の対象に
 - 法人の役員であることが必要だが、法人の種類は問わない
 - 法律の規定に基づき法人の経営に従事していることが必要
 - 退任した役員は含まれない

役員のパ保護要件等

<保護の効果>

- 解任については、損害賠償請求が可能
- 解任を除く不利益取扱いの禁止

<事業者外部への通報の保護要件>

- 事業者内部での調査是正措置の前置が原則
- 行政機関への通報の保護要件は現行法を維持（真実相当性が必要）
- 報道機関等への通報が認められる場合が労働者・退職者よりも限定

（労働者・退職者との対比）

通報先	通報の内容等	労働者・退職者の場合	役員の場合
行政機関	重大事案(※)以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真実相当性 ・ 通報者の氏名や通報対象事実等を記載した書面の提出 	・ 真実相当性＋事業者内部での調査等前置
	重大事案(※)		・ 真実相当性
報道機関等	不利益取扱いのおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真実相当性 	・ 真実相当性＋事業者内部での調査等前置
	証拠隠滅のおそれ		・ 真実相当性＋事業者内部での調査等前置
	公益通報者を特定させる事項を漏えいされるおそれ		
	通報妨害		・ 真実相当性＋事業者内部での調査等前置
	20日間通報放置又は調査懈怠		
	重大事案(※)	・ 真実相当性	

(※) 生命・身体への危害、財産への重大な損害発生のおそれがある場合

通報対象事実の範囲

【現在・改正背景】

- 公益通報となるためには通報内容が刑事罰の対象となり得る行為であることが必要
⇒ 制裁が行政罰にとどまるものであっても、是正の必要性が高いとの認識が高まる

【改正後】(改正法第2条第3項)

- **過料の対象となり得る行為**についても、通報対象事実の範囲に含める

	法律に違反する行為		国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接の目的としていない法律
	国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接目的とした法律		
刑事罰により実効性が担保されている法律	対象法律の例	法令違反行為の例	<例> ○専ら法人の内部管理にかかわる法律 (各種独立行政法人設置法等) ○専ら国家の機能にかかわる法律 (各種税法、公務員法、補助金適正化法、入国管理法等) 等
	○刑法 ○食品衛生法等	・恐喝に当たる債権回収 ・販売を禁止される有害食品等の販売	
刑事罰がない法律	○大気汚染防止法 ○廃棄物処理法等	・排出基準に適合しないばい煙の排出 ・廃棄物の投棄	<例> ○各種組織法・設置法等
	<例> ○ 刑事罰規定はないが過料の対象となる行為 ○罰則(刑事罰、過料)の対象とならない規制違反行為 ○消費者基本法等の努力義務違反 ○民事ルール違反(公序良俗違反、不法行為、債務不履行等)		

現行法の通報対象事実

新たな通報対象事実

<具体例>

既に対象法律となっている法律では、例えば、道路運送車両法で規制されている自動車会社が無資格者による完成検査を行う行為(道路運送車両法第75条第4項違反)などを想定

八号政令に追加予定の法律 (今般の法改正を踏まえ、追加することとする法律一覧(12本))

※ 改正後の公益通報者保護法と同日施行(令和4年6月1日施行)

- ・ 森林保険法(昭和12年法律第25号)
- ・ 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和24年法律第91号)
- ・ 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)
- ・ 私立学校法(昭和24年法律第270号)
- ・ 納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)
- ・ 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律(昭和26年法律第212号)
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)
- ・ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)
- ・ 有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

損害賠償責任の免責

【現在・改正背景】

- 公益通報により発生した損害の賠償を請求された場合、本法を適用しても損害賠償義務を免れることができない
⇒ 通報により発生した損害について賠償を請求される事例が発生

【改正後】(改正法第7条)

- 公益通報により事業者に生じた損害について、賠償義務を免れる規定を新設

<保護の効果>

- 事業者に対する公益通報を理由とする損害賠償義務を免れる

<留意点>

- 公益通報者であれば種類を問わず保護
- 保護されるためには、通報が公益通報であるだけでは足りず、不利益取扱いから保護されるための要件(※)を満たすことが必要
(※) 労働者及び退職者の場合は改正法第3条各号、役員の場合には改正法第6条各号の要件を満たすことが必要

2. 改正に伴う指針等の整備

(改正後の) 公益通報者保護法に基づく 指針等に関する検討会

- 改正法では、事業者（※）に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）が義務付けられることとなるが、具体的な義務の内容は指針で定めることとされている。
（※）中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務

指針の内容については、内部通報体制の実効性の向上につながるよう、様々な立場の有識者等の意見も踏まえて検討する必要があることから、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」を開催。

（※） 令和2年10月～令和3年3月、5回開催。令和3年4月 検討会報告書公表

検討会報告書の概要

- 検討結果に基づき、指針の案文及びその背景となる考え方を検討会報告書として取りまとめ。
- 公益通報者の保護や公益通報を通じた法令遵守の取組が一層進展することなどを期待し、検討会報告書では以下の内容を提言。

<提言内容>

- ① 検討会報告書の内容に沿って指針を策定すること。
- ② 検討会報告書の内容を十分に参酌して指針の解説（※）を策定すること。
- ③ 既存のガイドラインについては、指針の解説と性質が共通するため、指針の解説に統合するなど必要な整理を行うこと。

（※）事業者が指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方、想定される具体的取組事項等を示す解説

3. 指針・指針の解説の概要

指針の解説（ウェブサイト上の掲載位置）

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度 > 公益通報者保護法と制度の概要

公益通報者保護法と制度の概要

公益通報者保護制度 (トップ)	公益通報者保護法 と制度の概要	説明会・研修会	調査・研究
通報者の方へ	民間事業者の方へ	行政機関の方へ	Q&A集

目次

- ▶ 制度の概要
- ▶ 令和2年改正について
- ▶ 法令
- ▶ ガイドライン

制度の概要

国民生活の安全・安心を損なう企業不祥事は、事業者内部からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。
こうした企業不祥事による国民の生命、身体、財産その他の利益への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。
また、事業者にとっても、通報に適切に対応し、リスクの早期把握及び自浄作用の向上を図ることにより、価値及び社会的信用を向上させることができます。
「公益通報者保護法」は、このような観点から、通報者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるかというルールを明確にするものです。

広報媒体など

令和2年改正について

公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)

標記法律については、令和2年3月6日に国会に法案を提出し、同年5月22日に衆議院において修正議決され、同年6月8日に参議院において全会一致で可決され、成立しました。その後、同月12日に令和2年法律第51号として公布されました。この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

- ▶ 概要[PDF:312KB]
- ▶ 要綱[PDF:88KB]
- ▶ 法律[PDF:131KB]
- ▶ 新旧対照条文[PDF:301KB]
- ▶ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)[PDF:164KB]
- ▶ 公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説[PDF:752KB]
- ▶ 改正法Q&A [PDF:382KB]
- ▶ Amendment to Whistleblower Protection Act (Tentative translation)

法令

- 公益通報者保護法
 - ◻ 和文(e-Gov)
 - ◻ 和英併記(Japanese Law Translation)
 - ▶ 法律の概要[PDF:128KB]
- 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令(通報の対象法律を定める政令)
 - ◻ 和文(e-Gov)
 - ▶ 通報の対象となる法律の説明

ガイドライン

公益通報者保護法を踏まえて策定された「ガイドライン」は、通報の適切な対応につながる取組の指針を、事業者や行政機関に向けて示したものです。

民間事業者向けガイドライン

指針の概要

- 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

➤ 用語の説明

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

指針の解説の概要（総論）

指針の解説の構成

【指針本文】（義務事項）

【指針の趣旨】

指針を遵守するための考え方や具体例

- ・ 事業者が指針を遵守するために参考となる考え方や指針が求める措置に関する具体的な取組例

その他の推奨される考え方や具体例

- ・ 指針を遵守するための取組を超えて、事業者が自主的に取り組むことが期待される推奨事項に関する考え方や具体例

指針の解説を踏まえつつ

**各事業者の状況等（規模・組織形態・業態等）を考慮の上、
主体的に検討し、
事業者の実情に即した内部公益通報対応体制を整備・運営することが必要**

※指針の解説は、指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方や具体例を記載したものであり、解説に記載されている具体例をそのまま採用しない場合であっても、事業者の状況等に即して解説に示された具体例と類似又は同様の措置を講じる等、適切な対応を行っていれば、公益通報対応体制整備義務は遵守。

(参考) 用語の説明

内部公益通報	法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいい、通報窓口への通報が公益通報となる場合だけでなく、上司等への報告が公益通報となる場合も含む。
労働者等	法第2条第1項に定める「労働者」及び「派遣労働者」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。
労働者及び役員等	労働者等及び役員のほか、法第2条第1項に定める「代理人その他の者」をいう。
従事者	法第11条第1項に定める「公益通報対応業務従事者」をいう。
内部公益通報対応体制	法第11条第2項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。
内部公益通報受付窓口	内部公益通報を部門横断的に受け付ける窓口をいう。
不利益な取扱い	法第3条から第7条までに定めるものを含め、例えば、労働者等たる地位の得喪に関する事（解雇等）、人事上の取扱いに関する事（懲戒処分等）、経済待遇上の取扱いに関する事、精神上・生活上の取扱いに関する事をいう。
範囲外共有	公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。
通報者の探索	公益通報者を特定しようとする行為をいう。

指針の解説の概要（各論）

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

従事者として定めなければならない者の範囲

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲

<指針本文>

- 内部公益通報受付窓口において受け付ける（※1）内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項（※2）を伝達される者を、従事者として定めなければならない。

<「指針の解説」の概要>

指針遵守のための事項

- 内部公益通報を「受け付ける」（※1）とは、内部公益通報受付窓口のものとして表示された連絡先（電話番号、メールアドレス等）に直接内部公益通報がされた場合だけでなく、例えば、公益通報対応業務に従事する担当者個人のメールアドレス宛てに内部公益通報があった場合等、実質的に同窓口において内部公益通報を受け付けたといえる場合を含む。
- 「公益通報者を特定させる事項」（※2）とは、公益通報をした人物が誰であるか認識することができる事項をいう。公益通報者の氏名、社員番号等のように当該人物に固有の事項を伝達される場合が典型例。性別等の一般的な属性であっても、当該属性と他の事項とを照合させることにより、排他的に特定の人物が公益通報者であると判断できる場合には該当。
- 内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う場合に、「公益通報対応業務」に該当。

従事者として定めなければならない者の範囲

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲

＜「指針の解説」の概要＞

- コンプライアンス部、総務部等の所属部署の名称にかかわらず、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者であるかを実質的に判断して、従事者として定める。
- 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行うことを主たる職務とする部門の担当者を従事者として定める。
また、それ以外の部門の担当者であっても、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者については、必要が生じた都度従事者として定める必要がある。

指針の解説の概要（各論）

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

従事者を定める方法

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

2. 従事者を定める方法

<指針本文>

- 従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。

<「指針の解説」の概要>

指針遵守のための事項

- 従事者を定める方法として、従事者に対して個別に通知する方法のほか、内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することが考えられる。後者の場合においても、従事者の地位に就くことを従事者となる者自身に明らかにする。
- 従事者を事業者外部に委託する際においても、同様に、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。

指針の解説の概要（各論）

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

内部公益通報受付窓口の設置等

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備

(1) 内部公益通報受付窓口の設置等

<指針本文>

- 内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。

<「指針の解説」の概要>

- 内部公益通報受付窓口については、事業者内の部署に設置するのではなく、事業者外部（外部委託先、親会社等）に設置することや、事業者の内外双方に設置することも可能。
- 組織の実態に応じて、内部公益通報受付窓口が他の通報窓口（ハラスメント通報・相談窓口等）を兼ねることや、内部公益通報受付窓口を設置した上、これとは別に不正競争防止法違反等の特定の通報対象事実に係る公益通報のみを受け付ける窓口を設置することが可能。
- 子会社や関連会社における法令違反行為の早期是正・未然防止を図るため、企業グループ本社等において子会社や関連会社の労働者等及び役員からの通報を受け付ける企業グループ共通の窓口を設置することも考えられる。
- 人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することが妨げられるものではないが、人事部門に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意。

組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備

(2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

<指針本文>

- 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。

<「指針の解説」の概要>

- 組織の長その他幹部からの独立性を確保する方法の例として、例えば、社外取締役や監査機関（監査役、監査等委員会、監査委員会等）にも報告を行うようにする、これらの監査機関からモニタリングを受けながら公益通報対応業務を行う等。
- 単一の内部公益通報受付窓口を設ける場合には当該窓口を通じた公益通報に関する公益通報対応業務について独立性を確保する方法のほか、複数の窓口を設ける場合にはそれらのうち少なくとも一つに関する公益通報対応業務に独立性を確保する方法等、事業者の規模に応じた方法も考えられる。
- 努力義務を負うにとどまる中小事業者においても、組織の長その他幹部からの影響力が不当に行使されることを防ぐためには、独立性を確保する仕組みを設ける必要性が高いことに留意。

公益通報対応業務の実施に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備

(3) 公益通報対応業務の実施に関する措置

<指針本文>

- 内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。そして、当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとる。また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。

<「指針の解説」の概要>

- 匿名通報も公益通報として受け付ける必要がある。匿名の公益通報者との連絡をとる方法の例として、受け付けた際に個人が特定できないメールアドレスを利用して連絡するよう伝える、匿名での連絡を可能とする仕組み（外部窓口から事業者へ公益通報者の氏名等を伝えない仕組み、チャット等の専用のシステム等）を導入する、といった方法等。
- 公益通報者の意向に反して調査を行うことも原則として可能。
- 調査を実施しない「正当な理由」がある場合の例として、解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合、公益通報者と連絡がとれず事実確認が困難である場合等。
- 是正に必要な措置が適切に機能しているかを確認する方法の例として、是正措置から一定期間経過後に能動的に改善状況に関する調査を行う、特定の個人が被害を受けている事案においては問題があれば再度申し出るよう公益通報者に伝える等。

公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備

(4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

<指針本文>

- 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。

<「指針の解説」の概要>

- 「事案に関係する者」とは、公正な公益通報対応業務の実施を阻害する者をいう。典型的には、法令違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者、公益通報者や被通報者と一定の親族関係がある者等。想定すべき「事案に関係する者」の範囲については、内部規程において具体的に例示をしておくことが望ましい。
- 「関与させない措置」の方法の例として、「事案に関係する者」を調査や是正に必要な措置の担当から外すこと等。受付当初の時点では「事案に関係する者」であるかが判明しない場合には、「事案に関係する者」であることが判明した段階において、公益通報対応業務への関与から除外することが必要。
- 「事案に関係する者」であっても、公正さが確保できる部署のモニタリングを受けながら対応をする等、実質的に公正な公益通報対応業務の実施を阻害しない措置がとられている場合には、その関与を妨げるものではない。
- いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることについては、顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意。

指針の解説の概要（各論）

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備

- (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
- (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
- (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
- (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

2. 公益通報者を保護する体制の整備

- (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
- (2) 範囲外共有等の防止に関する措置

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

- (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
- (2) 是正措置等の通知に関する措置
- (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
- (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

不利益な取扱いの防止に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

2. 公益通報者を保護する体制の整備

(1) 不利益な取扱いの防止に関する措置

<指針本文>

- 事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。
- 不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

<「指針の解説」の概要>

- 不利益な取扱いを防ぐための措置の例として、労働者等及び役員に対する教育・周知、内部公益通報受付窓口において不利益な取扱いに関する相談を受け付けること等。
- 不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置の例として、公益通報者に対して能動的に確認する、不利益な取扱いを受けた際には内部公益通報受付窓口等の担当部署に連絡するようその旨と当該部署名を公益通報者にあらかじめ伝えておく等。
- 外部通報（いわゆる2号・3号通報）をする者についても、同様に不利益な取扱いが防止される必要があるほか、範囲外共有や通報者の探索も防止される必要がある。

範囲外共有等の防止に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

2. 公益通報者を保護する体制の整備

(2) 範囲外共有等の防止に関する措置

<指針本文>

- 事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。
- 事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。
- 範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

範囲外共有等の防止に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

2. 公益通報者を保護する体制の整備

(2) 範囲外共有等の防止に関する措置

＜「指針の解説」の概要＞

- 範囲外共有を防ぐための措置の例として、通報事案に係る記録・資料を閲覧・共有することが可能な者の必要最小限の限定とその範囲の明確な確認、通報事案に係る記録・資料の施錠管理、公益通報に関する記録の保管方法やアクセス権限等の規程における明確化、公益通報者を特定させる事項の秘匿性に関する社内教育の実施等。
- 通報者の探索を行うことを防ぐための措置の例として、通報者の探索は行ってはならない行為であって懲戒処分その他の措置の対象となることを教育・周知すること等。
- 内部公益通報受付窓口の担当者以外の者（いわゆる上司等）も内部公益通報を受けることがある。これら内部公益通報受付窓口の担当者以外の者については、従事者として指定されていないことも想定されるが、その場合であっても、事業者において整備・対応が求められる範囲外共有等を防止する体制の対象とはなるものであり、当該体制も含めて全体として範囲外共有を防止していくことが必要である。
- 特に、ハラスメント事案等で被害者と公益通報者が同一の事案においては、公益通報者を特定させる事項を共有する際に、被害者の心情にも配慮しつつ、書面（※）によるなど同意の有無について誤解のないよう、当該公益通報者から同意を得ることが望ましい。

（※）電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。

指針の解説の概要（各論）

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

(1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置

<指針本文>

- 法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。
- 労働者等及び役員並びに退職者から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。

<「指針の解説」の概要>

(労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知について)

- 教育・周知に当たっては、単に規程の内容を労働者等及び役員に形式的に知らせるだけでなく、組織の長が主体的かつ継続的に制度の利用を呼び掛ける等の手段を通じて、公益通報の意義や組織にとっての内部公益通報の重要性等を労働者等及び役員に十分に認識させることが求められる。
- 教育・周知を行う際には、その内容を労働者等及び役員の立場・経験年数等に応じて用意する（階層別研修等）、周知のツールに多様な媒体を用いる（イントラネット、社内研修、携行カード・広報物の配布、ポスターの掲示等）など、実効的な方法を各事業者の創意工夫により検討し、実行することが求められる。
- 退職者に対する教育・周知の方法の例として、在職中に、退職後も公益通報ができることを教育・周知すること等。

労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

(1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置

＜「指針の解説」の概要＞

（従事者に対する教育について）

- 従事者に対する教育については、定期的な実施や実施状況の管理を行うなどして、通常の労働者等及び役員と比較して、特に実効的に行うことが求められる。

（仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談について）

- 内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談については、内部公益通報受付窓口以外において対応することや、内部公益通報受付窓口において対応することのいずれも可能。

是正措置等の通知に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

(2) 是正措置等の通知に関する措置

<指針本文>

- 書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報を行った者に対し、速やかに通知する。

<「指針の解説」の概要>

- 通知の方法の例として、公益通報者個人に通知をする、全社的な再発防止策をとる必要がある場合に労働者等及び役員全員に対応状況の概要を定期的に伝えるなど、状況に応じた様々な方法が考えられる。
- 事業者は、内部公益通報受付窓口の担当者以外の者（いわゆる上司等）が内部公益通報を受ける場合においても、適正な業務の遂行等に支障がない範囲において何らかの通知がなされるようにすることが求められる。
- 通知するまでの具体的な期間を示す（受付から20日以内に調査開始の有無を伝える等）、是正措置等の通知のほか内部公益通報の受付や調査の開始についても通知するなど、適正な業務の遂行等に支障が生じない範囲内において、公益通報者に対してより充実した情報提供を行うことが望ましい。

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

(3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置

<指針本文>

- 内部公益通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管する。
- 内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行う。
- 内部公益通報受付窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において労働者等及び役員に開示する。

記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

(3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置

<「指針の解説」の概要>

- 記録の保管期間については、個々の事業者が、評価点検や個別案件処理の必要性等を検討した上で適切な期間を定めることが求められる。記録には公益通報者を特定させる事項等の機微な情報が記載されていることを踏まえ、文書記録の閲覧やデータへのアクセスに制限を付すなど、慎重に保管する必要。
- 定期的な評価・点検の方法の例として、労働者等及び役員に対して内部公益通報対応体制の周知度等についてアンケート調査を行う、担当の従事者間において公益通報対応業務の改善点について意見交換を行う、外部の専門家から公益通報対応業務の改善点について指摘を受ける等。
- 「運用実績」の例として、過去一定期間における通報件数、是正の有無、対応の概要、内部公益通報を促すための活動状況等。開示の内容・方法を検討する際には、公益通報者を特定させる事態が生じないよう十分に留意。
- 各事業者における内部公益通報対応体制の実効性の程度は、自浄作用の発揮を通じた企業価値の維持・向上にも関わるものであり、消費者、取引先、労働者等・役員、株主・投資家、債権者、地域社会等のステークホルダーにとっても重要な情報であるため、運用実績の概要や内部公益通報対応体制の評価・点検の結果を、CSR報告書やウェブサイト等を活用して開示する等、実効性の高いガバナンス体制を構築していることを積極的に対外的にアピールしていくことが望ましい。

内部規程の策定及び運用に関する措置

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

(4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

<指針本文>

- この指針において求められる事項について、内部規程において定め、また、当該規程の定めに従って運用する。

<「指針の解説」の概要>

- 指針に沿った内部公益通報対応体制の整備等を確実に行うに当たっては、指針の内容を当該事業者において守るべきルールとして明確にし、担当者が交代することによって対応が変わることや、対応がルールに沿ったものか否かが不明確となる事態等が生じないようにすることが重要であり、その観点からはルールを規程として明確に定めることが必要。

改正法の施行に向けたスケジュール

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
(令和4年6月1日)

- 改正法の施行に向け、以下の取組などを予定
 - 動画コンテンツなどを活用した周知・広報、Q & Aの更新、改正法の内容を踏まえたハンドブックの見直し、内部規程例（※）
 - (※) 掲載位置「民間事業者向け説明会」
 - 「2021年度開催」
 - 「消費者庁と他団体との共催説明会」
 - 保護される通報の範囲が見直される（行政罰の対象を追加）ことに伴い、行政罰の規定のある法律を通報対象法律に追加する政令の一部改正

各種情報については、随時、ウェブサイト等で御案内する予定です。

- 消費者庁ウェブサイト（公益通報者保護制度）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/